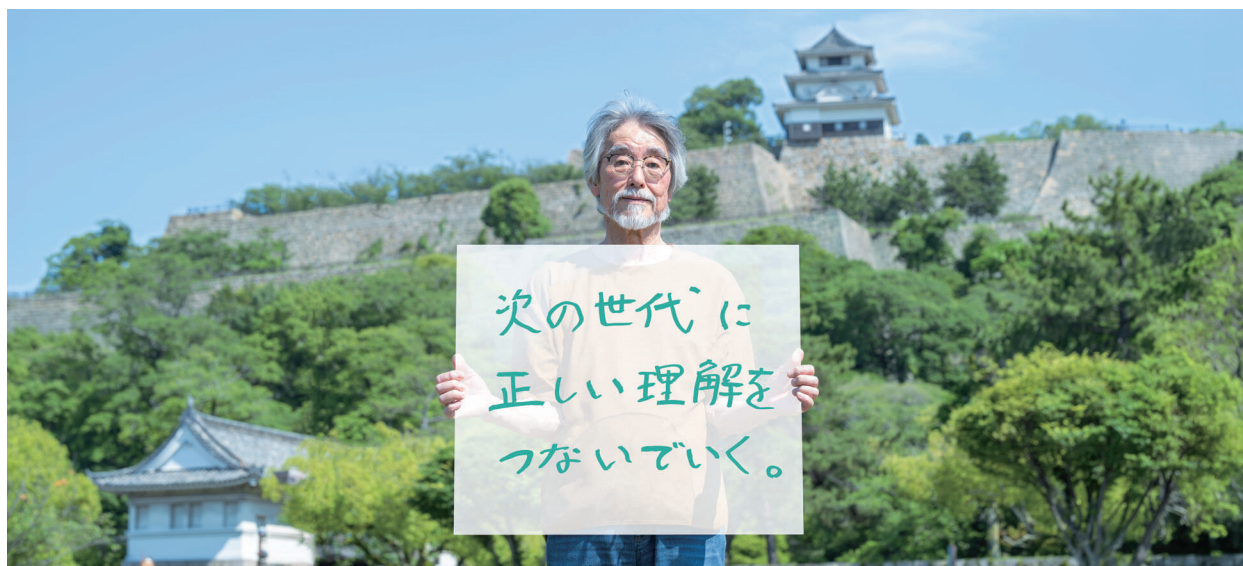


わたしは、正しくつながりたい。



インターネットやSNSで広がる誤った悪意のある情報。特定の地域に対する偏見。

その一つひとつが、不当な差別を生み出すこととなります。

だからこそ、正しく知り、考え、伝えていく。次の世代へ正しい理解をつないでいきませんか。

8月1日～31日は『同和問題啓発強調月間』です。

香川県では、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査をなくすため「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定しています。平成8年7月1日施行

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

この法律は、部落差別は許されないとの認識の下、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会の実現を目指しています。平成28年12月16日施行

同和問題に正しい理解と認識を
ねっと人権かがわ

検索



人権かがやきくん

香川県・香川県人権啓発推進会議

詳しくはこちら



同和問題に正しい理解と認識を

特定の地域に生まれ育ったことで、結婚を反対されたり、就職などで差別を受けたりする同和問題。

部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されてから10年となりますが、依然として偏見や差別意識は残っているのが現状です。

同和問題を解決するためには、一人ひとりが問題について正しく理解し、次の世代へ正しくつないでいく必要があります。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(平成8年香川県条例第3号)

この条例は、結婚や就職での部落差別をなくし、県民の基本的人権を守ることを目的としています。

この中で、県民及び事業者の責務として、結婚と就職に際して、次の行為を禁止しています。

- ① 特定の個人又はその親族が同和地区に住んでいるか又は住んでいたかについて、自ら調査をしたり、調査の依頼や受託をすること。
- ② 調査に際し、同和地区の所在が分かる地図や図書などの資料を提供すること。
- ③ 調査に協力したり、同和地区であるかどうかを教えるなど、部落差別につながるおそれのある行為をすること。

ひとりで悩まず相談しよう。

みんなの人権110番

0570-003-110

※お近くの法務局にかかります

(月～金曜/8:30～17:15/
祝日・年末年始を除く)

人権に関する相談

087-832-3205

※県の人権相談員がお話をうかがいます

(月～金曜/9:00～17:00/
祝日・年末年始を除く)

性的少数者(LGBT)相談窓口

【電話相談】

087-832-3222

※県から委託された「プライド香川」
(当事者及び支援者で組織)の相談員が
お話をうかがいます
(毎月第1月曜日・第3土曜日/
18:00～21:00/年末年始を除く)

【メール相談】

■プライド香川
LGBTの悩みに幅広く対応します
✉ info@proud-kagawa.org
■あしたプロジェクト
トランスジェンダーや子どもの悩みに対応します
✉ ashipro.life@gmail.com
(24時間受付 原則として1週間以内に返信します)

インターネット人権相談窓口(法務省)

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談



【インターネット上の違法・有害情報についてお困りの方へ】 違法・有害情報相談センター相談窓口(総務省)

<https://www.ihaho.jp/>

違法・有害情報相談センター

